

第9期第1回 令和5年度第1回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和5年7月10日（月）14：30～16：30

オンライン開催

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
 - (2) さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について
 - (3) 障害者支援地域協議会の概要について
 - (4) 令和4年度障害者支援地域協議会活動報告について
 - (5) 地域生活支援拠点等について
 - (6) 障害者総合支援計画について
3. 閉 会

配布資料

- ①さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【資料1-1、1-2】日中サービス支援型グループホーム資料
- ④【資料2-1～2-5】さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組
- ⑤【資料3】障害者支援地域協議会の概要について
- ⑥【資料4】令和4年度障害者支援地域協議会活動報告
- ⑦【資料5-1、5-2】地域生活支援拠点等資料
- ⑧【資料6-1～6-5】障害者総合支援計画資料

出席者

委 員・・・市川委員、上松委員、内田委員、大村委員、荻原委員、加藤委員、
金澤委員、黒田委員、小泉委員、酒井委員、遅塚会長、三石委員

事 務 局・・・（障害福祉課）金澤課長補佐、栗原課長補佐、小林係長、岩澤主査、上原
主事、岡主事
（障害政策課）田中課長、荒木課長補佐、青柳課長補佐、大塚課長補佐、
久城主査、利根澤主任

(事務局)

【開会】

それでは定刻となりましたので「令和5年度第1回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

障害福祉課課長補佐兼企画管理係長の栗原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第9期さいたま市地域自立支援協議会として初めての会議でございますので、後程、会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【出席確認】

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員12名、皆様ご出席いただいておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第26条第2項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

【資料確認】

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前にメールでお送りいたしました8種類でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

1. 次第
2. 委員名簿
3. 日中サービス支援型グループホームについて
4. さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について
5. 障害者支援地域協議会の概要について
6. 令和4年度障害者支援地域協議会活動報告について
7. 地域生活支援拠点等について
8. 障害者総合支援計画について の8つでございます。

【資料の公開】

審議に先立ちまして、委員名簿の公表について、委員の皆様のご了解を得たいと考えております。

本協議会はさいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。

各区役所の情報公開コーナーにおきまして、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても、会議録に添付して公表したいと考えております。

資料にあります委員名簿をご確認ください。名簿の中には、氏名の他に所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないか、今一度ご確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。委員名簿の方はよろしいでしょうか。

～委員了承～

【傍聴許可】

会議の傍聴についてでございますが、本日 6 名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を 6 名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

なお傍聴につきましては、一つの会場でこの映像を見る形式で傍聴していただいております。

また本日の議題 1、日中サービス支援型グループホームにつきましては、さいたま市情報公開条例第 7 条第 3 号に規定された特定の法人に関する情報及び法人を特定することができる情報を審議するため、非公開といたします。議題 1 に限り、傍聴室の映像と音声とを切らせていただきますので、ご了承ください。

続きまして、委員の皆様方を紹介させていただきます。名簿順にお名前を読み上げますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

～委員挨拶～

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～事務局職員挨拶～

以上をもちまして、委員の皆様並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

さて、本日は第 1 回目の協議会となりますので、会長が選出されておられません。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第 24 条第 1 項に基づき、委員の皆様のご互選により会長及び副会長各 1 名を選出していただきたいと存じますが、どなたかご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただけないでしょうか。

はい。荻原委員。

(荻原委員)

前回会長を務められており、この分野に長く精通されている遅塚委員がよろしいかと思えます。いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま荻原委員から、会長に遅塚委員をとこの御発言がございましたが、委員の皆様いかがでございましょうか。

～異議なし～

ありがとうございます。皆様からのお声を頂戴しましたが、遅塚委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(遅塚委員)

はい、引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は遅塚委員にお願いをすることとしたいと存じます。以後の議事進行につきまして、遅塚会長よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

先ほど事務局から会長1名、副会長1名の選出というお話がございました。私としましては、障害福祉施策やさいたま市の状況にも詳しい大村委員にお願いできればと考えております。皆様いかがでしょうか。

～異議なし～

皆様からご賛同をいただいておりますので、大村委員いかがでしょうか。

(大村委員)

はい、わかりました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。それでは大村委員に副会長をお願いいたします。

大村委員は、障害福祉関係の分野について長年研究を進めておられるとともに実践の面でも、さいたま市でいろいろ関わっておられた方ですので、一緒にできると大変嬉しいです。よろしく願います。

それでは議題1「日中サービス支援型グループホームについて」ご説明お願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例
第7条第3号に規定された特定の法人に関する情報及び
法人を特定することができる情報を審議するため、
会議録を非公開と致します。

(事務局)

では、議題2「さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について」ご説明いたします。

【さいたま市地域自立支援協議会の概要】

資料2-1「さいたま市地域自立支援協議会の概要」をご覧ください。

本市の地域自立支援協議会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」に基づき、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備、障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議する場として、平成19年度から設置されております。

今年度の協議会体制につきましては、資料1枚目の下にあるイメージ図をご覧ください。本市の協議会は、本協議会と4つの専門部会で構成されております。

4つの専門部会は、イメージ図の枠の中に内容を記載しております。まず左上から、精神障害者の地域移行や地域定着の調査審議を行う「精神保健福祉部会」、その右の、障害者虐待に関する支援の調査審議を行う「障害者虐待防止部会」、左下の、障害者相談支援体制の調査審議を行う「相談支援部会」、その右の、障害児に関する支援の調査審議を行う「子ども部会」がございます。各専門部会の取り組みについては、この後ご説明させていただきます。

また、令和元年度から、区における課題抽出・地域におけるネットワーク強化に向けた取り組みとして「障害者支援地域協議会」の設置を開始しております。現在は6区にございますが、10区全てへの設置を進めており、詳しくは議題3でご説明いたします。

次のページからは、協議会の設置に関する根拠法令等を載せておりますので後ほどご覧ください。

【精神保健福祉部会】

続いて、各専門部会の取組みについてご説明いたします。

資料2-2「精神保健福祉部会」をご覧ください。

昨年度は、精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業の実施経過について部会で報告し、実施状況や事例についての意見交換を行いました。

また、民間支援機関との協働や、地域移行・地域定着支援等について検討を行っております。

今年度の取り組みとしましては、アウトリーチ事業について、市全域での実施を目指し新たに2区支援区を拡大するなど、精神障害者の支援体制について検討してまいります。

【障害者虐待防止部会】

続いて、資料2-3「障害者虐待防止部会」をご覧ください。

昨年度の主な取り組みとしましては、障害者虐待統計から本市の現状を分析し、また、対応困難であった虐待事例に基づく事例検証を行うなど、虐待対応力の向上に資する検討を行いました。

今年度も、引き続き事例の検討等を行いながら、本市の虐待対応力の向上に努めてまいります。

【相談支援部会】

続いて、資料2-4「相談支援部会」をご覧ください。

昨年度の主な取り組みとしては、年間を通じて、地域生活支援拠点構築のためのガイドライン作成についての検討を行いました。ガイドラインにつきましては、この後の議題5で報告させていただきます。

また、第2回では、障害児の支援に関する関係機関との連携について、意見交換をしております。

今年度につきましては、地域生活支援拠点について引き続き検討を行っていくとともに、相談支援に係る様々な課題に取り組んでまいります。

【子ども部会】

続いて、資料2-5「子ども部会」をご覧ください。

昨年度は、医療的ケア児実態調査結果を踏まえ、医療的ケア児等コーディネーターについての配置と周知、医療的ケア児の一時的な預け先、送迎支援の実態の整理と共有について協

議を行ってまいりました。

今年度は、埼玉県医療的ケア児等支援センターとの連携や、障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について検討を行ってまいります。

議題2「さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について」の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等があればよろしくお願いいたします。今回も約半分の委員が入れ替えとなっておりますので、ぜひ、素朴な疑問で結構です。いかがでございましょうか。急に資料をぱっと見せられて、どうですかと言われても難しいかと思えますので、また後の時間でもさかのぼって、ご質問等があればいつでも受けますので、次の議題にとりあえず移りたいと思います。

次は、議題3「障害者支援地域協議会の概要について」事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

議題3「障害者支援地域協議会の概要について」ご説明をさせていただきます。議題4にも繋がる話になりますので、こちらの議題3・議題4をまとめてご説明させていただければと思います。

まず、資料3の2ページをご覧ください。こちらは地域自立支援協議会と専門部会、地域協議会との関係を示すイメージ図です。

最初に左上と右上の図をご覧ください。先程も触れましたが、さいたま市の地域自立支援協議会には、4つの専門部会がございます。

本市では、これらの専門部会も含めて、一つの会議体となっておりますが、人口約134万人に対し、会議体が1つしかないのでは、地域ごとにきめ細かく支援体制の整備を行うことが難しいのではないかと、というお声をいただいております、各区に地域協議会を設置しているところです。

左下の図が、各区に設置する地域協議会です。

各区の現場では、個別の支援会議、いわゆるケース会議の他に、サービス調整会議や相談支援連絡会議などの会議を実施しており、これら様々な会議での成果を、地域協議会に集約しております。各区の地域協議会で検討した課題・提案等を地域協議会連絡会議で話し合い、10区全体の報告内容を取りまとめたものを、地域自立支援協議会の議題として取り上げる流れになります。こちらの体制に基づき、地域での支援の質の向上を目指し、市全体で共有すべき内容は市全体で共有し、内容によっては専門部会で検討を行っていただければと考え

ております。

続いて3ページをご覧ください。基幹相談支援センターと地域協議会についてご説明いたします。

基幹相談支援センターは、「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待の防止等の業務を行う」こととされており、さいたま市におきましては、各区の障害者生活支援センターに委託し、地域協議会の運営を担っていただくこととしております。

続いて地域協議会ですが、市で要綱を定めており、「各区に地域協議会を設置し、市内の各地域の障害者関係機関が連携して、地域における体制づくり、個別の事例等から抽出された支援体制に関する課題等の情報共有及びそれらの解決に関する活動を行う」ものとなっております。また、下の方に基幹相談支援センターと地域協議会の設置状況を表にしておりますが、今後の見通しとしては、令和7年度までに10区全てに基幹相談支援センターと地域協議会の設置を進める計画でございます。

続いて4ページをご覧ください。令和4年度の基幹相談支援センターと地域協議会の設置状況ですが、昨年度までに中央区・桜区・浦和区・南区・岩槻区の5区に設置済みで、今年度は令和5年4月に北区に設置いたしました。北区の基幹相談支援センターの運営業務は社会福祉法人みぬま福祉会に委託しており、契約履行期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

続いて、議題4「令和4年度障害者支援地域協議会活動報告について」ご説明いたします。令和5年3月16日に開催した前回の地域自立支援協議会において、地域協議会が立ち上がっている5区から地域協議会活動報告がなされました。

5区の意見を集約したものとして提出されたものが、資料4でございます。テーマは全部で6つ出ており、児童期の支援、家族依存8050問題、ニーズと福祉サービスの不一致、医療的ケア児者への支援、ライフステージの変化に応じた円滑な移行、相談支援セルフプランが挙げられております。

資料にある各テーマにつきましては、本協議会で全て検討することが難しいため、関係する専門部会がある場合には部会で検討することとし、部会がない場合には本協議会で取り扱うという整理を、前回の協議会で行ったかと思っております。

特に人材に関するテーマは本協議会で検討し、場合によっては、別途情報交換会を開催し、検討していくという話が出ていました。地域での重要な課題が出されておりますので、前回に引き続き、本日、皆様に御意見を頂戴できればと思っております。よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございました。

先程のご説明で、特にこの議題の4、各地域協議会から上がってきた様々な課題についてが今日のメインでございますので、ご意見があればしっかり時間をかけて話し合いをしていきたいと思っております。

少し文字数が多くて大変だと思っておりますが、児童期の支援や、家族依存 8050、ニーズと福祉サービスの不一致、医療的ケア児者、ライフステージについて、相談支援の中のセルフプランの状況について等が大きなテーマとして出されております。

これらにつきましては、各部会で議論というのがありますが、その部分も含めてで構わないので、委員の皆様方から、こういう方向で進めるべきではないか等、ご意見をいただければと思います。

議題4だけではなく、議題3の部分も含めてで構いません。指名する協議会ではございませんが、酒井委員にお伺いしてもよろしいでしょうか。

先程も人材について、特に量と質の両方だと思っておりますが、ご意見の中にそのような話題も出ておりましたが、今回もそれぞれの区から出ている課題で、人材については早く何とかしていかなないとといったご意見が出ております。

事業所で実際の運営に携わっていらっしゃるお立場から、人材確保の状況や、ご自分のところでの質の取り組み、或いは周りの法人を見てのご意見等、参考のために色々と教えていただけると嬉しいのですが。

(酒井委員)

はい。最近では、事業所の方々が集まれば、人が来ないという話ばかりで、本当に人材確保の困難さというのが、年々深刻さの度合いを増しているような実感があります。

特に若い世代が来ない。新卒の若い職員さんたちを確保するのが本当に困難になってきています。世の中全体が福祉に限らず人手不足です。少子高齢化の中で最も競争に弱い分野なので、それはもう当たり前なのかなと感じてしまいます。

今出てきた色々な課題、この後の地域生活支援拠点の話もとても大事なことで、このような機能があったらいいなと本当に思いますが、それをどうやってやるのかと考えたときに、すぐにこの人材の問題で行き詰まってしまうというのが現場の率直な実感であります。

緊急時に受けてくれるところについては、例えば、親御さんが入院することになり、本人の生活する場がないためどうするかということで、色々なショートステイ先を当たりますが、受けてもらえないので、法人の中で何とかやりくりするしかないという実情が常に起きています。

拠点の考え方は素晴らしいし、課題等もよく整理されていると思っておりますが、本当にこれをどう進めていくか、この現実問題に何らかの手がかりを作っていないと、一歩も進まないなというのが私の率直な印象です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

人材に関しては、本来は例えば国の業務であったり、市としても直接に手を出しづらい感覚があるのは重々承知の上でも、このままでは障害福祉に限らず、福祉分野の全部が崩壊してしまいます。サービスはあっても、提供ができないという状況が間近に見えているので、本当に出来ることや、極端には出来ないことでも何とか知恵を絞って、市全体で取り組むべきではないかと考えております。

特に、ヘルパーさん等の高齢化も著しく、今若手が来ないというお話が酒井委員からもありましたが、10年経つとヘルパーさんがいなくなるのではないかという危機感は何のすごくあります。皆様方からもぜひ、ご意見とか或いは状況の報告でも構いません。何かご発言いただければありがたいです。

荻原委員、お願いします。

(荻原委員)

事業所やヘルパーの話がありましたが、相談支援についても全く同じ状況です。国では相談支援をつけることが出来るといった書き方をしているものの、実態は、どこも相談支援を受けられずに、どんどんセルフプランなっております。

利用者も困っていますし、支援課も困っている。背景に人材不足があるかと思いますが、相談支援は計画を立てていくらという報酬体系を想定しているようですが、実際は相談員の方はそれ以外の相談であるとか、報酬に見えない部分で働くことがありまして、成り手がいない状況です。以上が現場での困りごとです。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

誰でも少なくとも1回は、相談支援が受けられます、色々な課題の整理も出来ますということで、頼みに行くと、もうこちらは件数が手一杯で受けられませんかと言われるような、たらいまわしの状況が本当にあってはいけないと思います。

特に、さいたま市の場合は、区によっては通常の指定の相談支援事業所や一般の計画相談事業所がない区があったりといったアンバランスもあり、それも事業の指定申請があれば受け付けますと行政はなりますが、何とかもう少し発掘するような動きもしていかないと、限界をすでに超えつつあるという実態があります。

荻原委員からもご発言がありましたが、非常にみんなが困っている状況は間違いないわけです。

ありがとうございます。いかがでございましょうか。人材以外の話でも構いません。

市川委員、お願いします。

(市川委員)

資料4のところを全部読ませていただいた感想ですが、私は現場から物を見る形になりますが、ほとんどのところが私の事業所に該当しておりますし、喫緊の問題であると思えました。

先程、酒井委員がおっしゃっていましたが、自分の事業所でもこれは良くないというのが沢山ある一方、どこから手をつけていくかが難しいというのが、まさにその通りだと思います。

児童期や家族依存の問題、医療的なケアについても、さくら草に医療的ケア児が多くいるため、受けたいという思いと、現実的に責任持って受け入れる限界というのがあり、そのような状況下で、個別に対応していくのは本当に難しいと思っています。

色々と事業所をみていますと、どこも手一杯という状況の中、利用者を受け入れたという事業所の話を聞いたりもします。やはり、横の繋がりが大事で、例えば、さくら草はここが強いけど、ここは少し弱いといった情報をお互いに共有することも必要かと感じています。

また、学校の見学を希望されて、さくら草に内容を聞きたいという話が、これから夏休みの時期にも増えてきますが、相手方が遠慮しながら、見学に行ってもよろしいですかと質問されます。

さくら草としては、見学はいつでも受付しておりますが、お母さんたちにとっては意外と最初に電話をするというハードルが結構高かったようです。このやりとりについても、お互いにスムーズに意思疎通が出来るように変えていきたいと思っています。

さらに、私よりも若い世代の職員が、幸い何名か入ってくれたため、大事に育てながら、次につなげていきたいというのは、日々思いながら業務を行っているところです。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。感想もありがたいですし、今のお話も感想だけではなく、何か色々な方向性も含まれているご発言だったかと思います。

次の議題で、拠点事業の話もありますが、人材も沢山いて、報酬も高くというのを余裕で出来ればベストではありますが、現状色々なことが限られている以上は、出来ることを工夫していかなければなりません。

今の市川委員のご発言にもありましたように、様々な地域や事業所の種別ごとに、連絡体制や日頃の運営体制の協力をしておき、困った時にはみんなで少しずつ負担し合ったり、或いは負担が難しくても、みんなが参加している場で決めていくことが大切だと思います。

事業所側から見ると、何かあったときの責任については、怖い部分があると思いますが、少なくともみんなで話し合っただけで決めたということになれば、その事業所だけが悪者にはならないと思います。言い方が悪くて申し訳ありませんが、地域における体制づくりというのは今こそ本当に必要であるとお話を聞いて感じました。ありがとうございます。いかがでしょうか。

内田委員、お願いします。

(内田委員)

資料4を見ますと、各地域協議会からの活動報告は、いわゆる地域課題が具体的に出てきているものかと思います。これは各地に協議会を作っていく、議論をして出てきた成果だと思っています。

私がさいたま市に来たのが6年ぐらい前ですが、当時、委託の相談支援事業所にこの地域の課題は何ですかと聞いたときになかなか出てきませんでした。相談を行っているとは何となく分かっているとは思いますが、それが活字になっていなかったり、統計の数字になっていないため、言いづらいののではないかとおっしゃっていましたが、徐々に明らかになってきております。

地域課題が大変だということで、解決に向けてのイメージとして、本協議会や各専門部会にあげて話し合いをするわけですが、全て解決するわけではありません。課題をどのように整理をしていくか。

例えば、指定の計画相談で、なかなか事業者が増えないというのは、経営者の立場からすれば報酬の問題だと思うわけですが、役所や国に話しても報酬はなかなかあがりません。さいたま市が個別に加算をつけられるかというのも、なかなか難しい話です。私どももやっておりますが、力のある法人が、少しずつでも指定特定相談をやって欲しいと思います。

また、居宅も何年前からやっておりますが、我々の役割としては知的障害の方の支援のため、特に行動援護あたりが受け持ちになるとおっしゃっています。ただし、行動援護については、行動障害の方の対応なので、なかなか難しく、ヘルパーになって1・2年だとうまくいかない。

ある程度の行動の見立てを行ったうえでの対応も必要ですし、臨機応変さも必要となるので、少しノウハウのある職員が施設と兼務をしてもらって、空いている時間に対応するぐらいの技術力がないと、行動援護は単価も良いですが、対応出来ません。

やりたいことと支援力の問題で、さっきの日中サービス支援型もそうでしたが、15人のうち11人行動障害の方がいるとなった場合、よほど支援力がないと、対応できないと思います。

先程、酒井委員がおっしゃったように、うちも人材不足は甚だしい状況で、派遣会社にもお願いしておりますが、実際に仕事をやってみるとイメージと違ったという理由で1週間経つと来なくなることもあります。とても良い方を紹介して下さる場合には、直接雇用を持っていく等、あの手この手で工夫をしています。正直、働いてくれれば御の字というか、明るくて元気で利用者に優しくなれば良いかなといった感覚が現実です。

法人としては、事業展開をしたいところではあります。事業拡大は危険なのでしないけれども、事業の内容については、少し地域にシフトしたようなものに再構築していくことが、社会福祉法人ができる限界かなと思います。

連携でやっていける部分は進めていき、報酬の問題は設定出来ればということですが、

さいたま市が単独で加算をつけるのは難しいかもしれないと感じています。

今回評価できるのは、各区の協議会があって、具体的にこのような課題が出ているということをも明文化し、この資料4を見れば、さいたま市の課題はこれですといえるようになったことです。

課題がすぐに解決するかどうかは分かりませんが、ある意味では区にお願いすること、さいたま市の独自施策として検討してもらうこと、あとは事業者としての努力の部分もありますし、そのエリア同士の地域ごとの連携でどうにかなる問題があるかどうか。そのような整理をしていっても、もちろん全部は解決出来ませんし、教育との問題については、永遠のテーマというよりも仕組みとして、学校側はなかなか福祉事業者の方を見てくれないので。しかし、卒業後の進路の先生は割と事業所を見てくれることもあります。

この他に、医療的ケアの問題、私共も医療的ケアの方を受けておりますが、残念ながら既に利用率がいっぱいになっています。どうしても空きの日だけでも良いから利用させてくれと言ってくる方がいても、毎日とはとても受けられないし、かなり厳しい状況です。

厳しい状況にある医療的ケアの方や目が離せない行動障害の方が、本来は福祉サービスを一番提供しなくてはいけないのですが、実際はあまり届いてない。

支援する側が受け入れるだけの力量がないというのが全体・個別を通しての課題となっているため、我々や行政も含めて、もう少し頑張っていけないといけないと思います。

資料4の課題については、全部を解決することは難しいと思いますが、具体的にできてきましたので、これを一つの成果として一つでも二つでも解決できれば良いと思いますし、皆で頑張っていけたらと思います。以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

これをやればOKということはおそらく一つもないので、細かいことでも出来ることを本当に積み上げていくしかないと思いますが、内田委員からご提案がありましたように、内容によってはきちんと整理をした上で、例えば通らないかもしれないけど国に要望を出すとか、いろんな方法もあるかと思います。

また、相談支援の報酬の加算については色々と作られていますが、加算を申請するのはとても面倒なので、頑張れば取れる加算ももらっていないというケースもあるのではないかと考えています。

現場の相談員から見ると、市役所や区役所に加算がとれるかどうかを交渉している時間があったら、普通の相談を一件受けた方がという気持ちが出たりするため、管理者から取れる加算は取るようにと言われても、現場はそのように思わないのが実情かなと。

そういう意味では、市の方でも、取れる加算は取れるように色々やっていただけると嬉しいなと思います。例えば、モニタリング月の設定にしても、区によってはおそらく立ち位置が違ったりすることもあるかもしれないので、ぜひ実情に応じた受け止めをしていただ

くことも、一つの取り組みとしてはあるかなと。

皆様、いかがでございましょうか。酒井委員、お願いします。

(酒井委員)

相談の現場において、職員の一番の悩みは、相談を受けてもつなげる支援がない、サービスにうまく繋がらないということが多くあると思いますが、その辺りについては、絶対量が足りていないという側面と、地域連携の中でうまくカバー出来ないまま無駄になっている部分があると思います。

地域連携の中で、先程の話にもありましたように、本当はここが空いていますとか、ここはこういうことが得意ですとか。支援体制の精度をもっと上げていくことで、本当はもう少し応えられる部分があるといった実態があるのかどうか。

状況がよく分かりませんが、地域の中でこのようなサービスがあるということが相談機関なり事業者なりが把握出来るといった実践がさいたま市の中であれば、具体例も含めて、皆さんに共有していただきたいと思います。

完全に解決することはないので、今ある資源をどのように使って、稼働率を上げていくのかということ色々と工夫をしていくしかないと感じています。地域連携システムの好事例をもっと共有できたらいいなと非常に思っているところです。

(遅塚会長)

ありがとうございます。好事例の一つかと思いますが、緊急時の受け止めについて、さいたま市の中で割と協力的な複数の社会福祉法人が、毎回活発に話し合いを行いつつ、連携体制を構築しており、全市内の事業所にこれから少しずつ広げていこうとしております。

今までは緊急事態の際に個別の法人にお願いできますかと頼んで、駄目ですとなった場合に、次に頼んでいる状況でした。逆に言えば、受入れる側から見ると、うちでいいですよと言ってしまえば全部引き受けなくてはならなくなり、お互いが色々な恐怖感というか懸念が生じかねませんが、複数の法人で考えれば、今はうちが受入れるけど、1週間が限界ですとか、色々なことを相談しながら、とりあえずどこかでしっかり受け止めていこうというシステムが回り出している状況であります。

地域協議会が動き出している区の中では、事業者同士の話し合いも活発化していて、それぞれの状況を報告し合いながら、どういう人であればあそこは受けられるのかとか、空き状況はどうか、うちは少し新規の受入れが出来るため、ふさわしい方がいらっしゃったらぜひご紹介くださいというのは、地域の協議会の中では色々やられているような話は聞いております。

いかがでございましょうか。酒井委員からお話があったような、このような取り組みをやっていますとか、こういった取り組みを聞いたことがありますといったお話でもあれば、情報提供いただけるとありがたいのですが。

今後、様々な取り組みを整理して、この自立支援協議会において、委員同士で共有化していくことが出来ると良いかなと思います。各地域の報告が出ておりますけれども、このような実践をして頑張っているといった内容の報告ではないため、そういったものもお互いに共有化していく必要があるかなと感じました。

いかがでございましょうか。

指名してはいけないかと思いますが、ハローワーク浦和の上松委員は、職業紹介の分野の第一線におられるわけで、福祉施設間、福祉事業者関係といった現在の状況や何か明るい話題等があれば教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(上松委員)

さいたま市10区あるうち、ハローワーク浦和は、浦和区・中央区・桜区・緑区・南区を管轄しています。他の5区はハローワーク大宮の管轄になります。

人材が不足している分野の求人は、人材確保支援コーナーや窓口がありまして、求職者の掘り起こしやミニ面接会の企画などを各コーナー・窓口で実施させていただいております。

特に人材不足と言われているのが、医療、福祉、建設、警備、運輸、これら5分野の求人を人材不足という形で、ハローワークの方では扱っております。

埼玉県は、敷地がすごく広く、大規模な施設が高齢者や障害者でも出来ておりまして、大きければ大きいほど、人員をかなり必要とする傾向があるため、オープンする際には、ミニ面接会とあって、ハローワークに登録してある求職者の方及び新しくハローワークトレーニング、ハロトレくんと言っておりますが、職業訓練を受けてヘルパーなどの資格を取り、仕事は未経験ですが、訓練校に行って、資格を取った方々を対象に、面接会を行い、オープン前のある程度の人材を確保するという傾向は、県北では少し出てきています。

しかし、県南ですと、職業訓練校の制度が少し複雑で、家庭の収入等によっては、訓練に行っている間に10万円の訓練給付金が出てしまうため、それが最終目標になって就職されない若者も少し増えてきているのが県南の課題です。

本来は職業訓練が終わって、資格を取り最終目標である就職という形で、県北のように動いていただくのが理想ですが、県南は職業訓練に行き、資格を取り、給付金が終わったら、ハローワークとはさようならとなり、来なくなる若者がすごく多いため、面接会までご案内出来ていないのが現状となっております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。それは辛いですね。

せっかく頑張って支援をしたのに、給付金が目当てで終わってしまったら少しがっかりしてしまいますね。

皆様いかがでございましょうか。議題3と議題4の全部の項目について、ご意見等あれば。三石委員、お願いします。

(三石委員)

少し細かい話になってしまうのかもしれませんが、社会資源不足や人材の確保の難しさというのは、すごく大きな課題になると思いますが、地域協議会からの活動報告でもう一つ気になっているのが家族依存の問題です。

8050 といった象徴的な言い方で問題が顕在化するということもありますが、例えば、精神障害のある方は、精神の疾患を発症してからも、家族全体・社会全体での暮らしが大きく変わっていくことも一方であって、どうしても家族が主たる介護の担い手にならざるをえない期間がすごく長く続きます。

しかも治療や医療の難しさも加わり、精神だけではなく障害のある人を取り巻く状況として、家族に多くの介護を長い間依存してきております。制度自体がそうになっておりますし、このような問題もすごく重要な課題ではないかと思っております。

また、この後の議題に繋がってくると思っておりますが、地域生活支援拠点が5つの機能を備えた拠点事業を進めているところで、家族依存や家族に関する多くの会が動き出してきている実態を少し明らかにしていくことも、拠点事業をすすめていく上ではとても重要な課題であると思っております。

先程のグループホームや日中サービス支援型の事業所の課題や、支援力という課題、人材の専門性も含めた人材確保をどう進めていけるかという部分とも直結する課題になっていくのではないかと考えております。

地域連携の好事例という話も出ておりましたが、どのように家族の介護負担を減らせるか、家族依存から脱却していくかという点も、拠点事業や地域連携を考えていたり、潜在的なニーズを把握していくうえでも、自立支援協議会の重要な課題となってくるのではないかと考えております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

各区から出していただいた報告の中では6項目ある中で、2番目に挙げられておりますので、しっかりと受けとめていかなければならない課題であると思っております。潜在的なニーズの把握というのを自立支援協議会が行っていくために、どのような方法が考えられますかね、三石委員。

(三石委員)

とても難しいと思っておりますが、いわゆる無支援の状態におかれている人達が、まだ市内にはたくさんいるという推測ですけれども、例えば家族依存のところで、家族会の方々が委員で出てくださっておりますので、家族会の方々が把握している世帯や家族、介護の実態といったものを聞かせていただくことも一つの入口になるのではないかと考えているところです。

また、家族の方自身にお話を聞いたり、家族会でも色々な家族の方が関わっておりますので、それぞれでヒアリングを行うのが良いかなと思っております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

大雑把な括りで申し上げると、手帳を持っていても無支援の方、いわゆる障害福祉サービスを受けていない方については、市でリストを抽出して、その後この人はどのような生活をしているかといった把握は、少しずつ進めていただいていると感じています。

なかなか市全体で網を掛けて数値的な把握の方法というのは、あまり思いつきませんでしたので、ご意見を伺いました。すみません。

加藤委員、急に振ってしまい申し訳ないですが、三石委員からご提案がありました内容につきまして、この場で全部は難しいかと思いますが、いかがでしょうか。

潜在的な支援を受けていない方のニーズとしてお聞きになっていることや体験されたことがあれば教えていただけますでしょうか。

(加藤委員)

状況としましては、現在、市が関わったりして、表に出てくる人というのは問題がないということも申し上げております。むしろ、表に出てこられない人、どこにも相談に来られないような人が一番問題です。

地域生活支援拠点についても、以前から表に出ていない人たちが本当にすくい上げられるものにならないと意味がないと思います。ショートステイでさえ利用出来ない人たちがたくさんいますので。

先程、日中サービス支援型のグループホームの話もありましたが、ホームでは、ショートステイを取るといえる程度条件になっております。今日、おしゃべりサロンというものがあり、若いお母さんたちが来て、色々な悩みを聞いてきましたが、ショートステイを使いたくても使えないという状況にあるそうです。

そうすると、地域生活支援拠点が整備されても、一番困っている人が本当の緊急時にショートステイへ行こうと思われた際に、体験利用をしていないと難しいように感じます。緊急の受入れですと、どこの事業者も二の足を踏む状況が多く、本当に私たちも悩んでいるところです。

先程の話に戻りますが、在宅でアウトリーチ等のサービスもありますが、市が手をつけているのは、手帳を持っていて、どこにも繋がっていない人の把握ということでしょうか。

(遅塚会長)

全市共通か各区の取り組みなのか、今ひとつ私も分かっておりませんが、データで調べて、対象となる方が何人いて、その人は今どういう状況なのかを調べたりしているところがあ

りました。

(加藤委員)

先程から、人材不足等色々なことが課題に出ると、私としては何も申し上げることがないのですが、防災に関しては、要配慮者名簿に障害のある人を掲載していいですよと、こちらから市民に対して出しております。

しかし、名簿に書かれているにもかかわらず、民生委員さんたちと障害のある人との関係づくりが上手くいかない部分があります。民生委員さんはとても気を使って、障害の人たちのところへ行くのは失礼、親がいるから失礼と判断してしまい、なかなか繋がっていけない実態があります。

先程からご発言で出ておりますように、横の繋がりがとても大事であり、色々なところが繋がって、みんなでやっていけるような体制になると、この地域生活支援拠点も良くなるのではないかと考えております。

(遅塚会長)

ありがとうございます。各委員のご発言の中に、拠点に触れる部分が出始めてまいりましたので、次の議題に移りたいと思います。それでは、議題5「地域生活支援拠点等について」事務局からご説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

では、議題5「地域生活支援拠点等について」ご説明いたします

資料5-1「地域生活支援拠点等について」をご覧ください。本日は拠点についての説明と拠点機能構築のためのガイドラインが完成しましたので、ご報告を兼ねた内容となっております。

資料2ページをご覧ください。こちらの図は、さいたま市の拠点等の体制をイメージ図で表したものです。拠点等の整備を進め、障害者の生活を支える仕組みづくりを進めるうえで、日ごろから地域のネットワークを構築し、個別事例での頑張りではなく、関係機関が連携していく関係、仕組みを作っていくことが大切であると考えます。

なお、拠点イメージ以外の詳細につきましては、資料5-2がガイドラインの本編となりますので、後ほどご参照ください。参考資料編につきましては、容量が大きく、本日添付が出来ませんでした。本協議会報告後に、さいたま市のホームページへ本編と併せて掲載を行う予定ですので、ご覧いただければと思います。

地域生活支援拠点については、ガイドラインが出来上がったから終わりということではなく、今後、検討を進めていく内容と考えておりますので、引き続き皆様のご協力をいただきながら進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

国が推し進めている地域生活支援拠点というのがとても分かりづらいのですが、さいたま市では先程各委員からもご意見がありましたように、地域での連携を図りつつ、支援が少しでも行き届くように、みんなで協力していく形を日常から頑張っって構築していくことと、隠れたニーズの部分をきちんと把握できるように動いていくことという大きな二つの柱があるかと思ひます。

ただし、ニーズの掘り起こしについては、人の配置があるわけではないため、急には進まないですが、頑張らないといけないという認識かと思ひます。どう進めていくのか、どういふ事業なのかといった共通理解を得るためにガイドラインを作りましたが、当然各地域でそれを見て動いていく中で、随時修正をしていかなければと考へておりますので、皆様方のご協力をいただければありがたいと思ひます。

地域生活支援拠点についてですけれども、いかがでございましょうか。

皆様方の今までのご意見にも相当含まれておりましたけれども、何かご意見或いはご質問があれば、ここで承りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

やはり、地域生活でございしますので、さいたま市全体では大きすぎるので、各区ぐらひを考へていかないと、実際的な動きが難しいと思ひます。さいたま市で大きい区だと、多分20万人弱の人口がいるので、県内の一般市と比較しても規模が大きいため、まずは区ごとでしっかりと協議会を作り、基幹相談支援センターを設置し、その中で拠点事業の話し合ひを進めて、各事業者さんと日頃から顔の見える関係を築きながら、何かあつたときにはお互いが協力できる部分は出し合つて、逆に言えば、受けた事業所だけが全部負担を抱えるようなことはなくしていこうという流れで、拠点の整備をしております。

ご意見等何かございしますでしょうか。加藤委員、お願ひします。

(加藤委員)

緊急時の受け入れ対応ですが、前々からご質問にも出してありますが、緊急で普段ショートステイを含め何もサービスを利用していない人たちがいざ緊急での対応となつた場合、どのような形で拠点につなげていくのでしょうか。

最初の頃に体験利用みたいなものが出来るといふ話も聞いたことがあつたのですが、その辺の整理はどうなつているのでしょうか。一番私たちにとってはここが頼みの綱なので、確認出来たらと思ひます。

(遅塚会長)

具体的な流れといふと、各区或いは各事例ごとに出てくるかと思ひますが、大きな考へ方としては、一つは先程から話が出ていふように、どんな緊急の方が出てきても、事業所がい

っぱいだからと、たらい回しになってどこの支援も受けられないということ为了避免のために、なるべく事業者同士で連携体制をとり、みんなで協力すれば、もしかしたら受けられるのではないかとこのことをやっていく取り組みがまさに進んできている状況です。

もう一つは、ご指摘のように、福祉サービスを全く使ったことがない、足を踏み入れたことがない方が急にショートを利用することとなった場合は、ご本人にとっても非常に心理的にプレッシャーがかかっている状態の中で、全く初めての環境に行くのをなるべく避けたいので、体験の色々な機会の提供とか、先程のサービスを受けたことのない人の掘り起こしで見つかった人については、ご家族の年齢構成によってはお試し利用をお勧めしてみようとか、相談支援の状況で対応していくというような考え方になっております。

ただ、そこから漏れてしまい、本当に緊急となって初めて把握された方というのは、緊急という状況自体がどうしようもないので、どこかで受けとめていくしかないということで事業所間の連携で何とかカバー出来ないかというような方向性になっております。

事務局、お願いします。

(事務局)

事業所同士の連携ということで、緊急時の対応ということもお願いしたいところでありますが、市としても措置という制度がございますので、急に行き場がなくなった場合には、各区の支援課にご相談をいただき、最終的には市の一時保護の仕組みを活用して、対応していくことが重要であると思っております。

いざといった時に、必ず措置や市の単独事業である緊急一時保護等事業により、受け入れ先の確保を行います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。受け皿である福祉の事業所だけでなく、各区役所の方でしっかり責任を持って頑張りますというお話であったかと思えます。

大村委員、お願いします。

(大村委員)

先程、加藤委員からお話があったことは、すごく大事な話だなと思って伺っておりました。

どういう行動をするのか全くわからない方や、心理的な背景や社会的な状況、家族構成が全く分からない一見さんの状態で、緊急の方を事業所が受け入れるというのはとても大変なことだと思います。

とはいえ、緊急事態が生じたときに、すごく遠い施設に市の措置権を行使してもらい措置されて、そのまま施設に入所するということではなくて、なるべく生まれ育った、住んでいる地域で暮らし続けるために、仕組みが出来ているかと思えますので、身近な地域の中で受けとめていただけるような体制について、ぜひ地域協議会の中で議論をして、作っていただ

きたいと私は願っております。

また、全く何もサービスを利用していない方が、緊急という形になる前に、出来るだけ相談支援を使い、ショートステイを経験してみるとか、自宅にヘルパーさん呼んで見てもらう経験をするのも良いと思います。

もし、かなり重度の障害のある方の場合には、重度訪問介護も使えますので、色々と試して、1人の状態を想定しながら、家族も含めて慣れておくといったような、何かあったときのために経験しておくというのはとても大事な話であると感じました。

緊急事態というのは、出来るだけ起こらないような取り組みが求められていると思いますし、緊急とならないようにみんなが備えていければ良いし、そのために必要なサービスや足りていないサービスがもしあるのであれば、拡充していく必要があります。

先程、内田委員もお話しされていましたが、足りない事業、緊急性の高い事業がもしあれば、この事業はこの地域では足りていないという状況を、そこの地域の法人なりに説明をしていくことも、地域協議会には求められているのかなと思います。

全ての法人が短期入所もやりますとか、相談支援事業所をもっと作りますとかにはならないと思いますが、その法人の方針の中で、ここの部分であれば協力できそうだという余力がある可能性もあります。

そこの地域協議会の中で、お話をされたり拠点の機能として受け入れられる機能が持てると素敵だなと思いました。医療的ケアも行動障害もかなり切迫している課題であると思いますので、地域で暮らし続けられるような体制を、地域の中で、拠点を中心に考えられると良いと思いました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

緊急事態に受け止めをしていくという部分と同時に、緊急にしないための取り組み、色々な取り組みが拠点の機能の大きな部分になるのではないかと思います。

拠点については、これからも継続的に取り組みを続けていきます。

酒井委員、お願いします。

(酒井委員)

地域生活支援拠点は抽象的で分かりにくかったのですが、作成いただいたガイドラインがとても分かりやすく、よく出来ているなというのが、読ませていただいた第1印象として感じた部分です。

ただ、これを実際に手掛けていく時に、鍵になるのは面的整備であり、5つの機能をきちんと取りまとめることが出来るかどうかということが、とても重要ではないかと思います。

今のところ、その役割は基幹相談支援センターが想定されておりますが、きちんと実施していく上で、課題やハードルになっていることは何か、もし分かればお聞かせいただきたい

のですが。

どうということが課題になるのか、本当にやれるのかなと思ひまして。実際に基幹相談支援センターでやっていらっしゃる方が、大変だなと感じていることはないのかなということも含めて、実情がもう少しクリアに分かるといいなと思ひました。絵に書いた餅にしないために。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

そのあたりについては、別途基幹相談支援センターの意見を収集するような方向で、これからはガイドラインの改定作業と同時に、変えていくべき部分は随時取り入れていきたいと思っております。

すみません。終了予定時刻となつてしまいましたが、最後の議題6「障害者総合支援計画について」事務局からご説明をよろしくお願ひします。

(事務局(障害政策課))

それでは、議題6「次期障害者総合支援計画素案について」ご説明いたします。

現在、さいたま市では障害者総合支援計画を策定し、それに沿って本市の障害者施策を進めているところでございます。現在の計画期間は令和3年度からの3年間となっており、今年度に計画期間が終了することから、今年度中に次期計画を策定してまいります。

それでは、資料6-1「次期障害者総合支援計画策定の工程について」をご覧ください。計画策定の流れを簡単にご説明します。

まず、庁内の各所管課において掲載事業の検討をしたものを取りまとめ、たたき台として、計画の素案を作成いたしました。本日は、この素案について、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、本協議会でのご意見のほか、障害者政策委員会など各種委員会においていただくご意見を踏まえ、素案を修正いたします。

その後、議会報告やパブリックコメントの手続きを経て、計画案を作成し、11月に予定している本協議会で再度ご審議いただく予定となっております。

その後のスケジュールにつきましては、資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思ひます。

続きまして、次期計画素案についてご説明いたします。

資料6-2から6-4までが素案の新旧対照表になります。計画は、第1章の総論、第2章の各論、第3章の障害福祉計画及び障害児福祉計画で構成されております。

資料6-2第1章総論の2ページをご覧ください。第1章 総論 1.「計画の概要」の中で、まず冒頭に(1)計画策定の趣旨を掲載いたします。現状としてどのような課題があるか、については、3ページの一番上のところに、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の

増加・多様化」ということと、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」について掲載いたしました。

その下は、(2) 計画の位置づけになります。

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下の「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付けられています。また、法的には、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であります。さらに、さいたま市が定める通称「ノーマライゼーション条例」に基づく計画でもあります。

なお、3章だての計画のうち、第2章は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」を定めた部分、第3章は障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を定めた部分になります。そして、障害者総合支援法には、障害福祉計画(資料6-4第3章)を定める際にはあらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない、と規定されています。つまり、本日、本協議会でこの素案についてご意見をお伺いしているのは、法律の規定によるものということになります。

次の(3)以降はお時間の都合上、省略させていただきます。

また、資料6-3第2章各論につきましては、各所管課で行う実施事業を掲載する部分になりますが、こちらは、法律の定めにより「さいたま市障害者政策委員会」でご意見を聴くこととなっておりますので、こちらもお時間の都合上、本協議会での説明は省略させていただきます。

では次に、資料6-4第3章 障害福祉計画及び障害児福祉計画をご覧ください。

第3章は、先ほど申し上げました通り障害者総合支援法および児童福祉法に基づく計画となります。国が定める基本方針に沿い、各障害福祉サービスなどの具体的な数値目標や見込量を記載する部分でございます。

国の基本指針については、資料6-5「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の概要をご覧ください。主な変更点は赤字部分になります。

この国の基本指針は、障害者総合支援法や児童福祉法の改正に伴い、変更されていますので、それに即してさいたま市の計画 第3章にも変更を加えています。資料6-4 2ページ以降、個別の説明は省略いたしますが、下線を引いた部分が、変更箇所になります。

この第3章部分につきましては、本日皆様からいただくご意見のほか、7月下旬に開催予定の埼玉県主催の市町村職員向け説明会での情報、8月開催予定の障害者政策委員会でのご意見を踏まえて修正し、策定してまいりたいと考えております。

障害者総合支援計画素案の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。大変ボリュームのある資料ですけれども、今ご説明がありました

ように、この委員会で一番関係が深いのは第 3 章 障害福祉サービスの量にかかる部分ということになります。それと、全体を包含しますので、第 1 章も関係があるかと思います。皆様、ご覧になって何かご意見等ございますか。

事務局にお聞きしたいのですが、非常に内容が多いので、例えば期限をどこかで区切って、文書やメールでご意見を集めるという形はとれますか。

(事務局 (障害政策課))

障害政策課ノーマライゼーション推進系の荒木と申します。

こちらの計画の素案ですが、この後、皆様からいただいた意見を受けて、市の組織の中で再度修正等を依頼させていただき予定がございませぬ。

出来れば、本日中に電話やメール等でご意見をいただき、対応させていただきたいです。急ぎのご依頼となり大変申し訳ございませぬ。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

出来れば、なるべくこの場で意見をいただきたいそうです。

すいません。私から一つ質問させてください。

第 3 章の 2 ページ、入所施設からの移行の目標が示されております。未定の部分は×××マークで表示されておりますが、令和 4 年度末時点の施設入所者数は示すことが出来ないのでしょうか。3 月の入所者数が入れば、その 6%以上という目標も具体的に出てくるかと思ひますが、まだ数値が出ていないという理解でよろしいですか。

(事務局 (障害政策課))

すみませぬ。素案を作成したのが、5 月ぐらいのため、もしかしたら既に出ていひるかもしれませぬが、今日は準備出来ておりませぬ。

先程、本日中にと申し上げましたが、なかなか意見を出しづらひ部分もあるかと思ひますので、明日までにメールや FAX 等で構ひませぬので、ご意見をいただければと考へておりますので、ご対応いただければと思ひます。

(遅塚会長)

明日中となると、24 時までという理解でよろしいですか。

(事務局 (障害政策課))

はい。そのとおりで大丈夫です。

(遅塚会長)

ご意見等があれば、今お聞きしますが、難しいようであれば、改めて明日の24時までメール等でご意見をいただくことになりましたので、資料を見直していただければと思います。

(事務局)

自立支援協議会の委員の皆様、計画に関するご意見のメールは、障害福祉課宛てにお送りいただければ、こちらから障害政策課へデータをお渡しさせていただきます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

本日の開催通知を皆様方にお送りしている障害福祉課宛てに、明日の24時までには計画についてご意見等を返信いただければ、障害政策課に転送していただけるそうなので、よろしくお願いたします。

すみません。予定時間を過ぎてしまい、申し訳ございませんでした。

それでは、決められた議事は以上で終了となりますので、運営については事務局にお返しいたします。皆様、ありがとうございました。

(事務局)

皆様、本日は長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。次の協議会につきましては、11月28日火曜日に開催する予定でございます。

詳細につきましては、また協議会の日程が近づきましたら、改めてご連絡させていただきます。なお、開始時間が通常は14時半からとなりますが、次回につきましては、13時半から開始予定でございますので、ご注意ください。

今後も委員の皆様のご協力のもと、審議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

皆様方、どうもありがとうございました。また、今後どうぞよろしくお願いいたします。

以上